

令和 2 年 9 月

高等教育の修学支援新制度（日本学生支援機構給付奨学金制度）に申請されている皆様へ

近畿大学工業高等専門学校 事務部

令和 2 年 4 月から高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免と給付型奨学金）が運用されることに伴い、**日本学生支援機構 給付奨学金を申請されている方**につきまして、授業料減免手続きのご案内をいたします。

授業料減免の申請につきましては、下記の通りとなります。申請されない場合は授業料減免が受けられませんので、授業料減免制度を利用したい方は必ず手続きをお願いいたします。原則、給付奨学金の申請をされないと授業料減免制度を受けることはできません。

1. 対象となる方

- 日本学生支援機構 給付奨学金の二次採用に申請される方

2. 提出書類

- 授業料減免申請書（A 様式 1）

3. 後期授業料の猶予

- 本校は「高等教育の修学支援新制度（授業料等の減免と給付型奨学金）（以下、新制度という）」の対象者に対して、10 月 31 日までに納付すべき後期授業料の期限を、授業料減免額が決定するまで猶予します。

4. 猶予となる条件

- 日本学生支援機構 給付奨学金の申請を行っており、かつ、猶予者に必要となる本校所定の手続きを完了された方

5. 猶予が適用されないケース

- 日本学生支援機構 給付奨学金の申請を行った場合でも、猶予者に必要となる本校所定の手続きを、期間内に完了しなかった場合

6. 注意事項

- 猶予された期間内に所定の後期授業料を納付しなかった場合、除籍処分とします。

7. 提出受付期間など

提出受付期間： 令和2年9月4日（金）～30日（水）

提出先： 近畿大学工業高等専門学校 事務部

受付時間： 平日 9時00分から16時30分まで

土曜 9時00分から12時30分まで

日曜日・祝日は受付を行いません。

※郵送での提出も可能です。

8. 期限を猶予された後期授業料について

- 給付奨学金の申請をされた方は、新制度の授業料等減免に採用された後、認定された結果に基づき、本校が入学金及び後期授業料の減免を実施し、納入等のご案内を行います。ただし、給付奨学金の支給が決定されなかった方については通常通りの学費を請求いたします。

以 上

大学等における修学の支援に関する法律による 授業料等減免の対象者の認定に関する申請書

A様式1

年 月 日

近畿大学工業高等専門学校 校長 殿

私は、貴学（貴校）に対し、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者としての認定を申請します。

申請にあたって、私は以下の事項を確認し、理解しています。

- ◆ この申請書の記載事項は事実と相違ありません。なお、申請書の記載事項に事実と相違があった場合、認定を取り消され、減免を打ち切られることがあるとともに、在学する学校から減免を受けた金額の支払を求められることがあることを承知しています。
- ◆ 授業料等減免の対象者の認定手続きにおいて、独立行政法人日本学生支援機構（以下、「機構」という。）を通じ、近畿大学工業高等専門学校が機構の保有する私の給付型奨学金に関する情報の送付を受けること、及び機構が近畿大学工業高等専門学校の保有する私の授業料等減免等に関する情報の送付を受けることに同意します。
- ◆ 現在、他の学校において、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免を受けておらず、当該授業料等減免の対象者の認定申請中でもありません。

※以下のすべての項目を申請者本人が記入してください。（*を付した項目については、該当者のみ記入すること。）

申請者	フリガナ		入学年月	年 月 入学
	氏名			<input type="checkbox"/> 入学 <input type="checkbox"/> 編入学
	生年月日	(西暦) 年 月 日生 (歳)		
	現住所	〒 都道府県 市区町村		
	所属学部・学科等	<input type="checkbox"/> 総合システム工学科 <input type="checkbox"/> 専攻科	学籍番号	
	学年	昼間・夜間・通信の別	<input checked="" type="checkbox"/> 昼（昼夜開講を含む） <input type="checkbox"/> 夜 <input type="checkbox"/> 通信	
	過去に本制度の支援を受けた学校名、期間(*)	(学校名)	(期間/月数)	年 月～ 年 月 / 月
機構の給付型奨学金に関する情報 (いずれかの□に✓印を付け、右欄に該当する番号を記載してください。) ※予約採用の採用候補者は、機構からの通知のコピーを添付すること				
<input type="checkbox"/> 予約採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号（採用候補者となっていれば登録番号、給付奨学生となっていれば奨学生番号）】				
<input type="checkbox"/> 在学(在学予約)採用の申込を行った者 【給付型奨学金の申込の受付番号 (給付奨学生となっていれば奨学生番号)】				

申請書の作成にあたっての注意事項

- イ 大学等における修学の支援に関する法律による修学支援は、授業料等減免と給付型奨学金により行うこととしております。このため、あらかじめ機構に給付型奨学金の申込みを行ってください。給付奨学金の申込みがない場合、授業料等減免の申請書類審査等に一定の時間を要します。
給付型奨学金の申込みを行わず（行う予定がなく）、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入できない場合は、（別紙1）の提出が必要です。更に、本学に編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）した学生等であって、編入学又は転学（若しくは専攻科に入学）する前に在学していた学校（大学、短大、高専、専門学校）が2つ以上ある場合は、あわせて（別紙2）の提出が必要です。家計急変による申込を行う場合は、あわせて（別紙3）の提出が必要です。（給付型奨学金をあわせて申し込む（既に申し込んでいる）場合は、別紙1～3の提出は不要です。）
なお、給付型奨学金と授業料等減免の認定の要件は同一であるため、給付奨学金に申し込んだ結果、認定を受けることができなかった（給付奨学生として採用されなかった）場合は、同じ期間、授業料等減免の支援についても受けることはできません。
- ロ 給付型奨学金に未申請のため、「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄を記入することができない場合は、直近の給付型奨学金の申請期間内に申請を行い、速やかにその旨を本学に申し出てください。
- ハ 「機構の給付型奨学金に関する情報」の欄について、予約採用における採用候補者は、採用候補者決定通知の受付番号を記入するとともに、採用候補者決定通知のコピーを必ず添付してください。
- ニ 過去に、大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の支援を受けたことがある場合には、当該期間の月数を申告してください。
- ホ 入学年月について、編入学又は転学等により入学した場合は、その年月を記入してください。専攻科に在学している場合は、専攻科に入学した年月を記入してください。
- ヘ 申請書に記載された内容及び提出された書類の情報は、授業料等減免の認定及び本学が実施する経済支援のために利用します。また、今後の授業料等減免制度の検討のため、統計資料の作成に利用する場合がありますが、作成に際しては個人が特定できないように処理します。